

信託報酬率の変更のお知らせ

以下の証券投資信託について、信託報酬率の引き上げを行うことといたしましたのでお知らせいたします。なお、当該変更は、証券投資信託約款における信託報酬の規定の範囲内において行うものであるため、証券投資信託約款の変更は伴いません。

【変更対象ファンド】

追加型証券投資信託 公社債投信（1月号～12月号）

【変更内容】

消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、消費税が課せられている販売会社への配分（代行手数料）について、当該増税分相当を転嫁するため、信託報酬率の引き上げを行います。

（変更後の信託報酬率）

信託報酬率は、年10,000分の72.80以内の率とします。ただし、直前の決算日の基準価額（分配落ち後）から当該月の最後の営業日（委託会社の営業日をいいます。以下同じ。）の基準価額までの年換算収益率が年10,000分の70.7を下回った場合には、当該月の最後の営業日の翌日から翌月の最後の営業日までの信託報酬率は、当該年換算収益率に1.02980を乗じて得た率を上回らないものとします。なお、前述の規定にかかわらず、当該年換算収益率が年10,000分の25を下回った場合、信託報酬率は、当該月に属する各営業日の無担保コール翌日物レートの平均値に応じ、年10,000分の0.101から年10,000分の25.74の範囲において定めるものとします。

【変更適用日】

2019年10月1日

（ご参考）

2019年7月31日現在の信託報酬率は年率0.00100%となっておりますが、信託報酬引き上げ後の同条件のもとでの信託報酬率は、年率0.00101%となる予定です。

以上

2019年8月20日

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
アセットマネジメント One 株式会社